平成１２年神審第１０４号
プレジャーボートコウベ マリンⅢ同乗者負傷事件

言渡年月日　平成１３年５月１１日
審　判　庁　神戸地方海難審判庁（西田克史、阿部能正、黒田　均）
理　事　官　野村昌志

損　　害　Ｂ同乗者が両側大腿部に切創（加療３週間）

原　　因　遊泳中の同乗者を収容する際、機関を停止しなかったこと

主　　文
　本件同乗者負傷は、遊泳中の同乗者を収容する際、機関を停止しなかったことによって発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　由
（事　実）
船 種 船 名　プレジャーボートコウベ　マリンⅢ
全　　長　７．０５メートル
機関の種類　電気点火機関
出　　力　８４キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　コウベ　マリンⅢ船長
海 技 免 状　四級小型船舶操縦士

事件発生の年月日時刻及び場所
平成１１年８月７日１１時３５分
福井県雄島北方沖合

　コウベ　マリンⅢ（以下「コ号」という。）は、ＦＲＰ製プレジャーボートで、Ａ受審人が１人で乗り組み、Ｂほか知人２人を乗せ、バナナボートと称する騎乗式被曳航ゴムボート（以下「ボート」という。）を搭載し、水上レジャーの目的で、船首０．３６メートル船尾０．３０メートルの喫水をもって、平成１１年８月７日１１時００分福井県福井港内の九頭竜川河口部にあるマリーナを発し、同県雄島北方沖合に向かった。

ところで、コ号は、船首部にキャビン、中央部にコックピット、後部に座席を配した甲板が設けられ、コックピットの右舷側が操縦席で、操舵ハンドル、クラッチ及びスロットル兼用のリモコンレバーを備え、クラッチ位置を示す表示灯の設備はなかった。

また、コ号の船尾部は、中央に船外機１基を置き、海面下５０センチメートル（以下「センチ」という。）のところに、その径３３センチの３翼一体型推進器翼の中心があり、左舷側舷縁から６０センチ下方に、幅５０センチのトランサムステップが設備され、それには遊泳者などが乗下船用に使用する、幅４０センチ長さ７０センチのステンレス製跳ね上げ格納式のトランサムラダー（以下「タラップ」という。）が取り付けられ、タラップと推進器翼外縁との間隔は３３センチであった。

Ａ受審人は、操縦席で操船に当たり、１１時３０分雄島北方１，０００メートル沖合に到着し、左舷側にボートを降ろしてＢ同乗者ほか１人を移乗させ、長さ２０メートルの曳索によりボートを曳航し、付近海域を遊走したのち、漂泊してＢ同乗者等を再びコ号に乗船させることとした。

１１時３４分Ａ受審人は、雄島灯台から真方位００６度１，１００メートルの地点で、リモコンレバーの中立操作をして停船したとき、後進行き脚を認めなかったので、クラッチがわずかに後進側に入っていることに気付かず、船内に残っていたもう１人の同乗者に曳索を引っ張らせてボートを船尾に近づけ、同時３４分半Ｂ同乗者等に対してタラップから乗船するよう指示した。

このとき、Ａ受審人は、タラップを使用するときには必ず機関を止めることが船内備付けの取扱説明書に明記されており、Ｂ同乗者等を乗船させるに当たっては機関を止めるべき状況であったが、クラッチを中立に操作したので問題あるまいと思い、機関を停止しなかった。

こうして、Ａ受審人は、操縦席から後方を向き、Ｂ同乗者がボートから下りて船尾に向かって泳いでくるのを見守るなか、同人がタラップに手をかけて上がろうとしたとき、１１時３５分前示停船地点において、コ号は、真方位０００度に向首したまま、回転中の推進器翼がＢ同乗者の両足に接触した。

当時、天候は晴で風はほとんどなく、潮候はほぼ高潮時であった。

Ａ受審人は、乗船したＢ同乗者の負傷模様を見て推進器翼を確認し、それが回転しているのを認めて本件発生を知り、事後の措置に当たった。

その結果、Ｂ同乗者は、両側大腿部に３週間の加療を要する切創を負った。

（原　因）

本件同乗者負傷は、福井県雄島北方沖合において、船尾左舷側に設けたタラップから遊泳中の同乗者を収容する際、機関を停止せず、同乗者が回転中の推進器翼に接触したことによって発生したものである。

（受審人の所為）

Ａ受審人は、福井県雄島北方沖合において、リモコンレバーを中立に操作して停船し、船尾左舷側に設けたタラップから遊泳中の同乗者を収容する場合、タラップ使用時には必ず機関を止めることが取扱説明書に明記されていたのであるから、回転中の推進器翼に同乗者が接触して負傷することのないよう、機関を停止すべき注意義務があった。しかるに、Ａ受審人は、クラッチを中立に操作したので問題あるまいと思い、機関を停止しなかった職務上の過失により、クラッチがわずかに後進側に入っていることに気付かず、タラップから上がろうとした同乗者の両足が回転中の推進器翼に接触する事態を招き、両側大腿部に切創を負わせるに至った。

以上のＡ受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。